

訂正

記 者 発 表 資 料
平 成 2 7 年 7 月 1 7 日
農 林 水 産 部 林 業 振 興 課
地 域 林 業 振 興 班 青 木, 森 内 線 2914

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除の追加について 南三陸町（新規）

平成27年7月17日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成24年4月11日付けで出荷制限が指示されていた南三陸町で産出される「原木しいたけ（露地栽培）」について、出荷制限が一部解除されました。

記

1 出荷制限解除の対象

南三陸町において産出された「しいたけ」（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち「宮城県原木きのこ（露地栽培）栽培管理基準」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 解除の対象となる生産者数

南三陸町内生産者1名

3 解除後の出荷管理及び検査等

- (1) 解除の対象となる生産者は、県の生産者認証登録を受け出荷する。（県、町のホームページで氏名等を公表し、JA、直売所、卸売市場等へ周知）
- (2) 認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。
- (3) 県は出荷前及び出荷期間中に南三陸町内で毎月1検体の定期検査を行う。

<参考>

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の状況

白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，村田町，川崎町，丸森町，*仙台市，名取市，*大和町，富谷町，大衡村，*大崎市，加美町，色麻町，栗原市，*登米市，石巻市，東松島市，気仙沼市，*南三陸町（21市町村）

2

9

* 一部出荷制限解除：仙台市5名，大和町1名，大崎市1名，登米市4名，南三陸町1名 計12名の生産者

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除の仕組み

生産者及び生産ロット（植菌年や栽培管理方法等が同一のもの）ごとに、国に対し出荷制限解除の申請を行い、制限解除の指示を受ける。なお、「たけのこ」のように、地域の範囲で制限が解除されるものではない。